

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業活動が多角化・グローバル化される中で、当社グループ各社の個別最適ではなく、グループとしての全体最適を追求するシステムとしての「一体経営型グループガバナンス」を強化する必要があると考えており、これを具現化するために内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び中央安全衛生委員会を設置しております。

「一体経営型グループガバナンス」は、当社事業と子会社事業が連携し、相互によるシナジーを高めるのに効率的であり、また、当社の経営者による統率のもと、グループ各社が一丸となって邁進し、当社の企業価値を持続的に高めるために必要なシステムであると考えております。そして、当社グループが、企業活動を行ううえでの基本的な考え方として企業行動指針を以下のとおり制定し、グループの役員及び従業員に周知徹底しております。

[パーカーコーポレーショングループ企業行動指針]

1. 法令等の遵守
法令及び社内規程を遵守し、責任感をもって公正な企業活動を行う。
2. 顧客の信頼獲得
顧客のニーズにこたえる製商品・サービスを提供し、顧客の信頼を獲得する。
3. 仕入先との信頼関係
公正な取引を通じて仕入先との信頼関係を築き、共に発展する。
4. 株主・債権者の理解と支持
企業情報を適切に開示し、透明な企業経営により株主及び債権者からの理解と支持を得る。
5. 人材重視の取組み
社員に働きがいがあり、各自が能力を発揮できる職場環境をつくる。
そのための教育の機会を提供する。
6. 安全・衛生への取組み
安全及び衛生に関する取組みの重要性を認識し、自主的かつ積極的に行動する。
7. 環境問題への取組み
環境に関する法令等を遵守し、地球環境に配慮した活動を行う。
8. 信頼のおける財務・会計
財務及び会計に係る記録や報告は、企業会計の基準に則って適時かつ正確に行う。
9. 反社会的勢力への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない。
10. グローバルな経営活動
国や地域の文化や慣習を尊重し、地域の発展に貢献する経営を行う。
11. 経営者の役割
パーカーコーポレーショングループの経営者は、この行動指針を率先垂範して、パーカーコーポレーショングループ各社の役職員に周知徹底する。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則1-2-4 株主総会における議決権行使]

当社の株主構成における海外投資家の比率は、現時点では相対的に低いと考えているため、議決権電子行使プラットフォームの利用等はしていません。

ただし、今後、当社の株主構成の変化により、必要性が高まった場合は、議決権電子行使及び招集通知の英訳を進めてまいります。

[原則3-1 情報開示の充実]

社内で策定している中期経営計画については、適切な開示方法を検討しております。

[補充原則3-1-2 情報開示の充実]

当社の株主構成における海外投資家の比率は、現時点では相対的に低いと考えているため、英語での情報開示等はいたしません。

ただし、今後、当社の株主構成の変化により、必要性が高まった場合は、英語による情報開示等を進めてまいります。

[補充原則 4-1-2 取締役会の役割・責務 (1)]

中期経営計画の分析等については、その内容及び適切な開示方法を検討しております。

[原則4-2 取締役会の役割・責務 (2)]

経営陣の報酬については、当社の持続的な成長にかなうインセンティブ付けを検討しております。

[補充原則 4-2-1 取締役会の役割・責務 (2)]

取締役(社外取締役を除く)の報酬については定時株主総会後の取締役会で、担当職務、業績への貢献度等を考慮して決定しておりますが、客観性・透明性があり、かつ業績と連動する報酬制度について検討しております。

〔補充原則 4-10-1 任意の仕組みの活用〕

当社は、取締役会の下に任意の指名委員会・報酬委員会といった諮問委員会は設置していませんが、取締役の指名及び報酬については、独立社外取締役が出席する取締役会において十分に審議しております。

取締役の指名・報酬等の重要な事項に関する適切な助言を得るための独立した諮問委員会については、当社に見合った設計を検討しております。

〔原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

経営戦略や経営計画は、原則3-1 (i) の中期経営計画として開示することを検討しております。

〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕

〔原則1-4 政策保有株式〕

〈政策保有株式の縮減に関する方針〉

当社の事業拡大や持続的発展の観点及び当社が株式を保有している企業との中長期的な協力関係を維持する目的で株式を保有しており、この観点及び目的に照らして政策保有株式の縮減についても判断します。

政策保有株式については、上記の観点に照らし、当社グループにおける受注実績、利益及び取引状況ならびに資本コストを踏まえ、継続保有の適否について取締役会で定期的に検証し、その結果を開示します。

〈政策保有株式の議決権行使基準〉

当社は、政策保有株式の議決権については、個々の議案を精査し、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から、行使します。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社は、取締役と当社との自己取引及び間接取引について、取締役会で決議いたします。

また、主要な株主と当社との取引条件については、市場価格、仕入価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、企業年金基金に対して、企業年金の運用に適切な資質をもった人材を代議員として選出しておりませんが、企業年金基金より投資先商品の管理及び運用に関して定期的に報告を受けております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

(1) 当社の経営基本方針は、パーカーコーポレーショングループのマーケティング力を駆使し、開発力、技術力を結集した先進的商品を開発して製造から販売、アフターサービスに至る活動により、顧客の合理化と発展に寄与するというものです。

(2) 経営指標・戦略等は、有価証券報告書で開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

〈基本的な考え方〉

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

〈基本方針〉

(1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

(2) ステークホルダーとの適切な協働に努める。

(3) 適切な情報の開示・提供を行う。

(4) 取締役会は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(5) 中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努める。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1) 方針

当社の取締役の報酬の決定に当たっては、担当職務、業績への貢献度、能力及び責任等を総合的に勘案しております。

(2) 手続

取締役別の報酬額については、上記方針に基づき、取締役会で分配方法を協議し決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1) 当社は、取締役の選任にあたっては、業務経験、業績評価を重視するとともに、人格や見識の広さ等を考慮しております。

上記を踏まえ、株主から委任された経営に関する職務と責任を全うできる適任者を取締役会において候補者として決定いたします。

(2) 取締役の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合、取締役会は、当該取締役の解任議案を株主総会へ提出することについて審議のうえ決定します。

(3) 当社は、当社の経営に対する監査を全うできる人格・見識を考慮し、代表取締役が監査役適任者を監査役会に推薦します。

その上で、監査役会の同意を得て取締役会において監査役候補者を決定いたします。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、「定時株主総会招集ご通知」の添付書類である「株主総会参考書類」において、取締役候補者及び監査役候補者についての個々の指名理由を開示しております。

〔補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務 (1) 〕

取締役会は、法令により取締役会で決議することとされている事項及び社内規程に定める重要な業務執行を決定いたします。

それ以外の業務執行の権限を社内規程に基づき業務執行取締役や業務運営組織の長に委譲しております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

社外取締役の独立性判断基準につきましては、東京証券取引所が定める基準に準じております。

また、社外取締役の選任に当たっては、当社経営陣に対する監督機能を有していることを重視しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社の取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、当社における豊富な業務経験を有する社内取締役及び専門的知識や独立した視点を有する社外取締役で構成され、適切な意思決定と経営監督を図っております。

取締役の選任に関する方針・手続は「原則3-1 (情報開示の充実) 4」に記載のとおりです。

[補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の役員の兼務状況は、「定時株主総会招集ご通知」の添付書類である「事業報告」に記載しております。

[補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役会の実効性の現状評価及び継続的な改善を目的として、取締役及び監査役を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、取締役会は、取締役会に提供される資料・情報、時間配分、付議事項は適切であり実効性は確保されていると判断いたしました。今後も、取締役会における議論がより充実するよう改善を実施してまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

当社の取締役及び監査役に対するトレーニングの方針は、下記のとおりです。

1. 内部昇格による新任取締役

取締役として習得すべき法的知識の理解促進や経営一般に関する知識の習得のため、セミナーを活用いたします。

2. 社外取締役

当社の経営戦略、事業内容及び財務内容等について財務担当取締役から個別に説明の機会を設けます。

3. 監査役

個々の監査役に適したセミナーへの参加機会を提供いたします。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主及び投資家の皆様に正確な情報を公平に提供することが必要であると考え、下記2から5のとおり体制を整備し、取組みを行っております。

2. IR体制

IRは、財務担当取締役が統括し、経理部及び総務部が担当いたします。

3. 対話方法

機関投資家の皆様による取材申込みにつきましては、個別に対応いたします。

個人投資家の皆様に対しては、当社ホームページに業績、事業内容及び経営方針等を掲載いたします。

4. 社内へのフィードバック

株主及び投資家の皆様との対話によって得られた意見等は、必要に応じて財務担当取締役が社長・取締役会に報告いたします。

5. インサイダー情報の管理

株主及び投資家の皆様との対話においてインサイダー情報は伝達しないよう社内規程に則り、徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本パーカライジング株式会社	6,058,610	23.80
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズ ストック ファンド	2,175,808	8.55
ユニベスト株式会社	1,476,000	5.80
株式会社日本パーカーライジング 広島工場	877,028	3.45
里見 嘉重	697,200	2.74
公益財団法人里見奨学会	646,000	2.54
浜田 信	585,000	2.30
株式会社旭千代田ホールディング	548,000	2.15
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	464,900	1.83
内藤 征吾	414,700	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 上記「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の株主名簿の記載に基づくものです。
- 当社は、自己株式1,344,305株を保有していますが、上記「大株主の状況」からは除外しています。所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式を控除した25,457,147株をもとに算出し、小数点以下第3位で四捨五入して表示しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月

業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日本パーカライジング株式会社の持分法適用関連会社であり、同社は当社の議決権の23.6%にあたる株式を所有しております。
当社と日本パーカライジング株式会社の取り扱い製品や取引先は異なっており、当社は上場企業として事業活動や経営判断において経営の独立性が確保されていると認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉益 信治	弁護士											
村中 正和	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉益 信治	○	----	企業法務と経営実務に関する高い見識を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監督機能を有していることから、独立役員として指定いたします。
村中 正和	○	----	企業経営に関する経験を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監督機能を有していることから、独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換し、相互連携を図り、より多面的な視点による監査体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
庄司 作平	他の会社の出身者									△	△			
西 桂二郎	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
庄司 作平	○	----	財務・会計に関する知見と経営に関する経験を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監査機能を有していることから、独立役員として指定いたします。
西 桂二郎	○	----	企業経営に関する経験を有していること及び業務執行者から独立した立場にあり、なおかつ一般株主の視点を備えた監査機能を有していることから、独立役員として指定いたします。

[独立役員関係]

独立役員の数	4 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の持続的な成長にかなうインセンティブ付与を検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 報酬等の総額が1億円以上である者は存在しないため、記載しておりません。
2. 使用人兼務役員の使用人給与については、記載すべき重要な事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりです。なお、当社は当該決定方針について、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会決議により定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行に対するモチベーションの向上を図り、かつ株主利益と連動する報酬体系とする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、かつ当社の業績を考慮した適正な水準に設定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、職位別基本報酬および年1回支払う業績連動報酬で構成される。

上記報酬のほか、取締役が退任する場合には、退任後に退職慰労金を支払う。

監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、年俸制とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の職位別基本報酬は、取締役会が事業年度ごとに定める利益計画に連動した年額とし、これを12分割した額を毎月支払う。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金を支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、期首に取締役会が定めた利益計画の達成度を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。

取締役会(下記5の委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

なお、業績連動報酬の比率は、職位別基本報酬の原則0%~100%とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制として独立した組織はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、6名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成され、原則として月2回開催する取締役会において取締役会規程に定められた重要事項を決議すると共に取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

2. 執行役員制度

環境変化に対応した業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、7名の執行役員を選任しております。

3. 監査役会

監査役会を設置しており、現在監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として、月1回開催しております。監査役は、会計監査人より受ける会計監査報告、取締役会や社内重要会議への出席、各事業部門、支店営業所等の往査及び子会社の調査を通じて監査をしています。

4. 報酬決定

取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会決議により委任された代表取締役社長であります。取締役会で分配方法の協議を行った後、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、業績への貢献度、能力及び責任等を総合的に勘案して報酬を決定しております。

5. 内部監査部門

社長の直轄組織である内部監査室は、2名で構成されており、当社グループ全体を対象とした内部監査を実施しております。内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果として把握した業務上の課題の解決のための提言をしています。また、監査役に対する内部監査状況の報告や情報交換も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しており、経営に対する監督又は監査が機能する体制を整えております。また、現在の企業規模、事業内容から判断しますと、このような体制をもって経営上の重要事項を客観的かつ機動的に協議し、執行することが可能であることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の15日前までに発送するとともに、発送前に東京証券取引所のウェブサイト招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社では、現在のところ投資家向けの定期的な「決算説明会」や「会社説明会」は行っておりませんが、株主や投資家の要望に応じて個別に会社の概況や事業内容等の説明を行っております。 また、適時開示の観点から重要と判断される会社情報に関しては、当社ホームページに迅速に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するため、企業行動指針、役職員行動規範、コンプライアンス規程を整備・運用しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

[業務の適正を確保するための体制]

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業行動指針及び役職員行動規範等を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (2) 当社は、内部通報規程を定め、当社の取締役及び従業員が法令、定款、社内規程等に違反する疑いのある行為について、社内及び社外の相談窓口に通報または相談を直接行うことができる体制とする。
- (3) 社長直轄の内部監査室が、業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して監査を実施し、その結果について、社長及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報を適切に保存、管理する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書その他の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程に従い、リスクを適切に管理する。
- (2) リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役によって構成される内部統制委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会規程に従い、取締役会を原則月2回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、執行役員制度を導入し、執行役員には取締役会が決議した業務執行権限を与えることにより、環境変化に応じた業務執行の迅速化を図る。また、執行役員には必要に応じて取締役会に対して業務執行状況を報告させる。
- (3) 当社は、取締役会規程及び執行役員規程を定め、取締役ならびに執行役員の役割と権限を明確にすることにより取締役の職務執行の効率化を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づく子会社から当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。また、当社から子会社に取り締め又は監査役を適宜派遣することにより、業務執行を監督する。
- (2) 当社は、当社及び子会社からなる当社グループに適用するリスク管理規程等に基づき、リスク管理を行う。但し、子会社のリスク管理は、他の株主との関係及び海外においては当該国の法令、慣習の違いを考慮し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努める。
- (3) 当社は、子会社の事業計画及び予算を管理するため子会社の代表者が出席するグループ予算会議を開催する。また、当社は、子会社の業績及び財務状況等を把握し、適切な助言を行うことにより、子会社の業務の効率性向上を図る。
- (4) 当社は、子会社の規模、業容及び当社グループにおける重要性等を踏まえ、企業行動指針及び役職員行動規範等を、子会社に周知することにより、当社グループのコンプライアンス体制の構築を図る。
- (5) 当社の監査役は、子会社の監査を行うとともに、子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- (6) 当社の内部監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査し、その結果について、当社代表取締役及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合は、取締役と監査役との協議により、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を置く。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役が、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒処分等の人事権を行使する場合は、監査役の同意を得なければならない。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。

8. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に出席し、経営上の重要情報を把握する。更に、監査役は、重要な稟議書その他経営に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができる。
- (2) 当社グループに適用する内部通報規程等に基づき、監査役は、法令違反等に関する報告を子会社の取締役又は使用人、もしくは内部通報規程等に定められた担当者から受ける。
- (3) 当社は、当社監査役に法令違反等に関する報告を行った当社グループの者が、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- (1) 監査役は、職務の遂行にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家を必要に応じて活用することができる。また、当社は、監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は、会計監査人から定期的に報告を受け、その際に必要な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループの企業行動指針において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない」という基本方針を定めております。

2. 整備状況

反社会的勢力排除に関し、相談・報告できる内部通報窓口を設置しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、企業活動が多角化、グローバル化される中で、当社グループ各社の個別最適ではなく、グループとしての全体最適を追求するシステムとしての「一体経営型グループガバナンス」を強化する必要があると考えております。

そのため、取締役会の下に審議機関として社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、その下に執行機関としての「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「中央安全衛生委員会」、「J-SOX委員会」を設置しております。

これらの各委員会の活動を通じて、当社グループ全体のガバナンス体制を構築し、かつ維持しております。

更に、法令違反等に関する相談窓口として内部通報制度を整備・運用しており、ガバナンス体制の実効性の向上を図っております。

子会社については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営、コンプライアンス及び事業上のリスクに係る重要事項を子会社担当取締役または担当執行役員が把握し、当社の事前承認を通じて子会社への統制を効かせております。

2. 会社情報の適時開示体制

(1) 決定事実及び発生事実

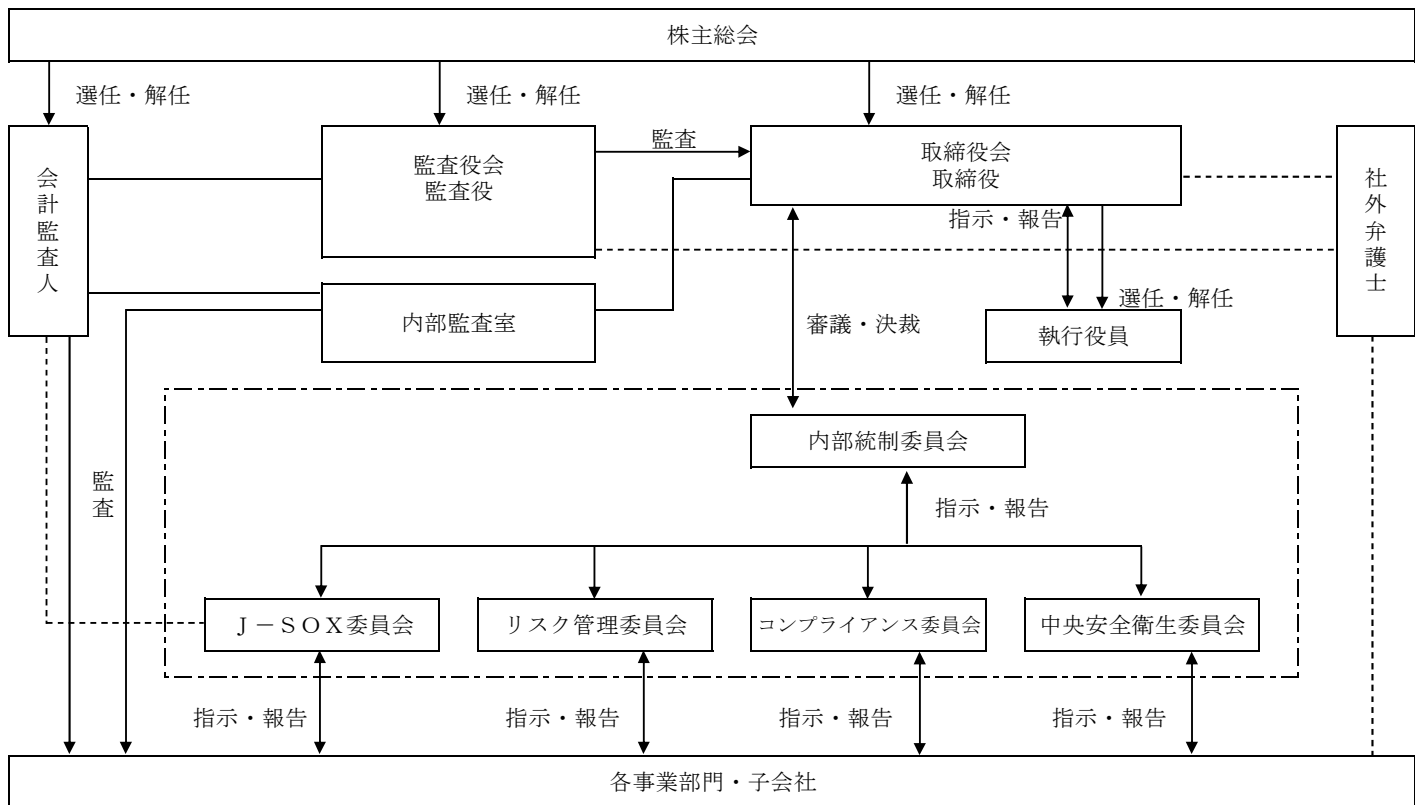
適時開示すべき情報は、経理部及び総務部からなる業務本部に集約され、情報取扱責任者である執行役員の所管のもと、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則に基づき、業務本部が開示資料を作成します。

適時開示すべき情報のうち、決定事実については取締役会の承認を得た上で、また発生事実については社長の承認を得た上で情報取扱責任者である執行役員が開示します。

(2) 決算情報、業績予想及び配当予想の修正等

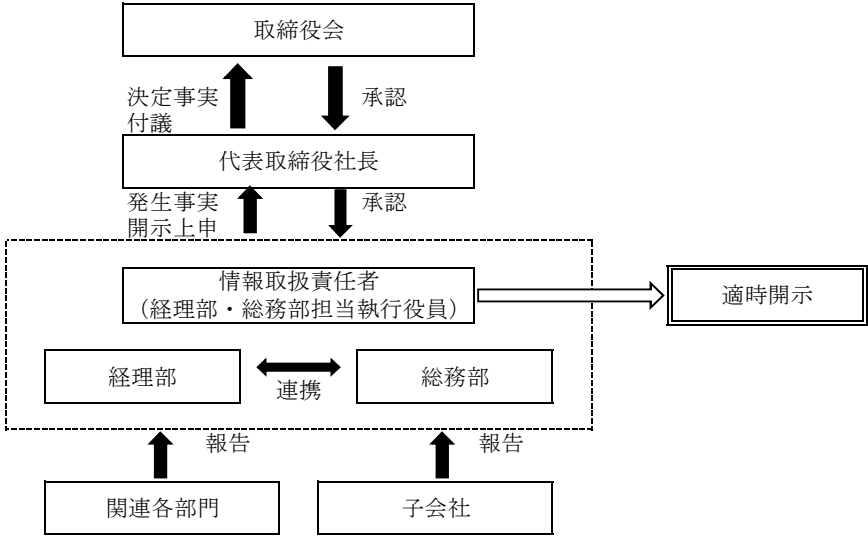
当社及び当社子会社の決算情報、業績予想及び配当予想の修正等に関する情報は、当社の経理部に集約され、情報取扱責任者である執行役員の所管のもと、経理部が開示資料を作成します。

この適時開示すべき情報は取締役会の承認を得た上で、情報取扱責任者である執行役員が開示します。



【適時開示に係る体制】

① 決定事実及び発生事実



② 決算情報、業績予想及び配当予想の修正等

